消費生活メモ

消費生活相談室　TEL72-1111 内線329

相談件数は減ったものの・・・

平成18年度の相談件数は、2年前に比べて約半分近くに減りました。いろいろな人に届いていた架空請求がぐっと減ったためです。また、訪問販売等によるクーリング・オフ（無条件解約）制度もみなさんに周知されてきた結果だと思います。

一方、高齢者や社会人一年生の若者を狙った次々販売により、支払い困難に陥ってしまうという深刻な相談が多く寄せられるようになりました。

クーリング・オフ期間内であれば簡単に解約できる契約も、その期間を一日でも過ぎると業者もなかなか解約に応じません。相談員は、相談者の話をもとに解約の交渉を行いますが、簡単に解決できず1件の処理に何月もかかることもあります。特に、販売の際に事実を告げない、署名押印をせかす、お金の引出しに同行するなどの悪質なやり方があっても、その行為が「あった」「なかった」で業者との交渉が難航します。相談の件数は減っても相談の内容、処理は、年々難しくなってきているのが実態です。

名市の相談員は、相談内容の情報交換を行いながら、刻々と変わる悪質商法と向き合っていますが、まずは、みなさん自身が「悪質業者を許さない」という気持ちを持ち続けることが大事なことです。

悪質な販売の方法だったと思ったり、そんな販売を人から聞いた時は、あきらめずに電話でも相談していただくことが大きな力になります。また、そういう相談が集まることで、法律を変える力となることもあります。

今年度は、悪質業者にとって枕崎が「お得意さん」とならないように願っています。

健康カレンダー

4月10日～5月9日

問合せ　健康センター　TEL72-7176

日曜	行事	時間	会場
4月			
11 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	健康センター
12 木	乳児健診(3～4カ月児)	受付13:05～13:30	〃
16 月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
17 火	3歳児健診	受付13:05～13:30	〃
18 水	乳児健診(6～7カ月児)	受付13:05～13:30	〃
19 木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
23 月	初妊婦講座	受付9:20～11:30終了	〃
24 火	1歳6～7カ月児健診	受付13:05～13:30	〃
25 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
	小児まひ(ポリオ)生ワクチン投与	受付13:30～15:00	〃
26 木	小児まひ(ポリオ)生ワクチン投与	受付13:30～15:00	〃
5月			
2 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	健康センター
7 月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
9 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃

うぶごえ・おくやみ

2月16日～3月15日届出分

健やかな成長をお祈りいたします。

保護者	住所	氏名
浜崎 悠斗	幸三 泉町	松野下 さくら 謙 宮前町
山口 詩織	博貴 山手町	中山 慶之介 裕太 西本町
山口 心愛	泰弘 白沢東町	山神 英弥 泰郎 宮前町
		藤 楓太 翔太 西本町

おくやみ

ご冥福をお祈りいたします。

氏名	年齢	住所
山崎 茂美	54	桜山本町
上木原 薩夫	80	木原町
栗野 恵美	66	大塚南町
白澤 光行	72	白沢西町
田畑 カル	93	西本町
永留 良治	79	別府東町
山神 サツ子	70	桜木町
茶屋道 モミエ	89	新町
今門 フキ	89	桜山東町
加治屋 タネ	89	妙見町
天達 トヨ	80	宮田町
丸野 久雄	78	港町
松野下 豊春	83	新町
中釜 スミ	85	宮前町
宮路 タミ	79	立神本町
宮原 トミ	91	桜山東町
田畑 サヨ子	72	桜木町
水流 美奈子	68	宮田町
立石 満男	81	旭町
下池 ハツ子	94	大塚中町
立石 寿一郎	73	日之出町
日渡 三男	86	中央町
久木田 健次郎	86	中央町
土屋 實美	90	桜山本町

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。

人のうごき

平成19年3月1日現在

男性 11,685人（−12）

女性 13,596人（−17）

合計 25,281人（−29）

世帯 11,170世帯（−22）

（　）内は前月との比較

国民年金

問合せ　市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

★ねんきんダイヤル
（年金被保険者）
TEL0570-05-1165
（年金を受給している方）
TEL0570-07-1165

学生の皆さん、学生納付特例制度をご存知ですか？

～万一のリスクに備え学生の方は申請を！

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられます。しかし学生については、申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納となっていると、万一、病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受けられないことがありますが、学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含まれます。学生であって保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

ただし、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算には含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付（追納）できる仕組みになっています。

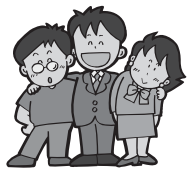

■ほとんどの学生が納付特例の対象に

対象となるのは、大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校などのほか、各種学校（1年以上の就学課程に限る）に在学する20歳以上の学生です。また、夜間・定時制・通信課程も含まれるので、ほとんどの学生の方が対象となります。

申請は、住民票を登録している市町村役場の国民年金担当窓口に提出してください。

申請の際には基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳など）と学生証（または在学証明書）が必要となります。

なお、前年所得が一定以上の場合は、申請が承認されない場合があります。また、前年所得を確認する必要があるため、**申請は毎年必要です。**

社会保険事務所の職員や国民年金推進員が皆様のご自宅へ伺います

鹿児島社会保険事務局では、納付期限が過ぎても国民年金保険料が納められていない場合は、社会保険事務所の職員や国民年金推進員が納付等のご案内・相談のため、皆様のお宅へお伺いしています。

国民年金推進員とは、鹿児島社会保険事務局長が任命した非常勤の国家公務員です。お伺いした際は、必ず身分や名前を名乗り、お伺いした目的をご説明します。また、夜間や休日にお伺いすることもあります。

保険料納付のご案内のほか、国民年金保険料や保険料免除申請書等をお預かりしています。

鹿児島社会保険事務局では、皆様の年金権を確保するために、社会保険事務所の職員や国民年金推進員によるご自宅への訪問、電話での納付案内、各種納付案内状の送付等さまざまな活動をしています。

今後とも、鹿児島社会保険事務局の国民年金事業の運営にご理解いただきますようお願いいたします。

巡回事故相談の廃止について

県では、交通事故相談について常設の交通事故相談所及び巡回交通事故相談により実施してきましたが、これまでの巡回交通事故相談の実績等を勘案し、平成19年度から巡回交通事故相談を廃止することになりました。

今後、交通事故の相談を受ける際には鹿児島県交通事故相談所をご利用ください。

【県交通事故相談所】
本所　県庁内 鹿児島市鴨池新町10-1
TEL099-286-2526
相談日　県の休日を除く毎日
相談時間　午前9時～午後3時30分
相談方法　面談・電話・郵便等

宝くじ助成

宝くじはコミュニティの活動や事業を支援しています

■10公民館の無線放送設備へ助成

平成18年度は次の公民館が助成を受け、公民館無線放送設備を設置しました。

無線放送を導入することにより、これまでの有線放送に比べ、台風等での補修の必要がなくなり、音声も良いと大変喜ばれています。

■設置した公民館
宝寿庵公民館、中原公民館、松崎公民館、岩崎公民館、茅野公民館、湯穴公民館、瀬戸口公民館、下山公民館、真茅公民館、東白沢公民館

設備を使い放送する久木田湯穴公民館長